

平成26年5月15日

入札参加資格登録業者 各位

さくら市

下請負等における市内業者の活用促進について

現下の経済情勢の中、地元企業を取り巻く環境は大変厳しいものと推察されます。

本市では、かねてより建設工事等の発注にあたりまして、地域経済の活性化及び市内業者の育成・振興と地域雇用の促進を図る観点から、市内業者への発注を優先するよう努めております。

登録業者各位におかれましては、このような本市の取組みにご理解をいただき、本市発注工事を受注された際には、市内業者の受注機会確保の観点から下記事項にご配慮いただきたくお願い申し上げます。

記

1. 下請発注における市内業者の活用

本市発注工事の施工に際し下請発注する場合は、市内業者を優先して活用するよう努めてください。

2. 下請発注における建設業法等の関連法令の遵守

工事を下請発注する場合は、適正な価格で請け負わせ、また、下請代金を適正な期間内に支払うことなど、建設業法等の関係法令を遵守してください。

3. 建設資材、建設機械等の購入や借り入れにおける市内業者の活用

施工に必要な建設資材、建設機械等を購入又は借り入れする場合は、できる限り市内業者を優先して活用するよう努めてください。

【担当】

財政課 財産管理係

028-681-1122